

会議名 (審議会等名)	川西市政治倫理審査会		
事務局 (担当課)	総務部行政室総務課		内線(2322)
開催日時	16年11月12日(金) 19時00分～19時40分		
開催場所	7階 大会議室		
出席者	委員	末澤誠之 藤田弘道 横田信之 三井春子 田中清 若松省吾	
	その他		
	事務局	総務部長、行政室長兼総務課長兼防災安全課長、総務課長補佐及び総務課主査	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可・ <input type="radio"/> 一部不可	傍聴者数	12人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1) 政治倫理基準違反調査請求書及び署名簿の代筆に関する取扱いについて (2) 村上市議会議員に対する決議		
会議結果	(1) 政治倫理基準違反調査請求書及び署名簿の代筆に関する取扱いにつき、署名の代筆を認めることが適当であると判断した。 (2) 前号の措置は、市長及び市議会に及ぶものであるから、双方で協議のうえ、今後の政治倫理基準違反調査請求から実施されるべきであると判断した。 (3) 審査会は、被調査請求者である村上市議会議員に対し、辞職を勧告する決議をした。		

会長 ただいまから川西市政治倫理審査会を開催しますが、決議を行う前に、平成16年調査請求第2号調査請求者から平成16年5月13日付けで要望書が提出されましたが、その要望書についてを先に説明します。政治倫理基準違反調査請求書及び署名簿の代筆を認めてほしいという要望がありましたので、その取扱いにつきまして、当審査会は、次のとおり回答したいと思っています。

身体に障害のある方などが、政治倫理基準違反調査請求をすることができないとする合理的な理由はないと考えます。その理由としては、この方々も選挙権もありますし、選挙で投票することもできるということから、市政を市議会議員及び市長に託しているということが言えます。

また、地方自治法に基づく議員の解職請求や条例制定の直接請求制度においても、代筆による署名を認めている。

従って、川西市の政治倫理基準違反調査請求制度においても、署名の代筆を認めることが適当であると本審査会では判断しました。

なお、代筆を認める場合の具体的な方法及びその取扱いについては、記載欄については、従来、署名、押印をすることが必要であるとしていたが、今後は、記名、押印又は代筆による請求を認めるものとします。それから、署名欄については従来、氏名等の自署が求められていたが、今後は、代筆による署名を認めるものとします。次に、代筆されたものであるかどうか代筆された者の正当性、誰もが勝手に代筆してもよいというものでもないですから、何らかの措置が必要であると考えます。

以上、この措置は、市長及び市議会に及ぶものであるから、双方で協議のうえ、今後の政治倫理基準違反調査請求から実施されるよう、速やかに必要な措置を講じられるべきであると、こういうことで、すぐにはできませんけれども、何らかの措置をされてからしていただくこととなります。

次に、被調査請求者 村上市議会議員に対する決議を行います。

事務局は、調査請求者及び被調査請求者にそれぞれ決議書の配布をしてください。

それでは、決議書を私のほうで読み上げます。ある程度省略するところもあります。

決議書 市議会議員村上祐章に係る政治倫理基準違反調査請求について、当審査会は次のとおり決議する。

主文、被調査請求者 市議会議員 村上祐章に対し辞職を勧告する。

事実、第1として政治倫理基準違反調査請求についての平成16年調査請求第1号の主張及び第2号の主張

被調査請求者の業務上過失傷害及び道路交通法違反（救護義務違反等。いわゆるひき逃げ）の行為は、川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項第4号の政治倫理基準に違反する。

更に、同調査請求第1号の主張は、被調査請求者が川西市議会の辞職勧告に従わず、議会運営に混乱をもたらした行為は、同様に政治倫理基準に違反する。

- 1 業務上過失傷害及び道路交通法違反（ひき逃げ）が条例第3条第1項第4号に違反するか否か…争点①

被調査請求者は、平成16年1月5日午前8時50分頃、川西市中央町の市道を横断中の歩行者を車ではね、警察への通報義務及び救護措置をとらないままその場から逃走し、再度現場に戻ったところ、業務上過失傷害及び道路交通法違反容疑等で緊急逮捕された。その行為は、市民全体の代表者としての名誉と品位を害している。

- 2 川西市議会の辞職勧告に従わず、議会運営に混乱をもたらしたことは、条例第3条第1項第4号に違反するか否か…争点②

ア 被調査請求者は、市議会議長・副議長からの議員辞職を要請されたが、平成16年1月14日に上申書（審第19号証）を議長に提出し、辞職の意思がないことを表明した。

イ 同年1月30日川西市議会（臨時会）が開催され、辞職勧告が全会一致で可決された。

ウ 同年3月5日、川西市議会において議長らは、被調査請求者に対し一般質問の自粛を要請したが、これを無視したために議長と被調査請求者を除く議員が退席し、議会は1時間40分にわたり中断した。混乱を極めたあげくに、他の議員と重複する質問が多いので割愛すると述べて、質問を取りやめた。

第2 被調査請求者の反論

- 1 争点①について

被調査請求者は、平成16年1月5日午前8時50分頃、川西市中央町において交通事故を起こした事実及び事故原因が本人の過失であることは認めるが、事故後の救護義務違反等については、故意ではなく過失である。突然の出来事で頭が真っ白になり、ふと我に返ったときは協立病院の前まで運転していたのであるから、故意ではない。

- 2 争点②について

被調査請求者は、平成16年1月30日及び同年6月7日の2度にわたり辞職勧告を受けた事実及び議会運営に混乱をもたらした事実は認識しているが、議員としての責任があり、辞職という安易な道进行くことはさらなる責任放棄であり、批判・叱正を真正面より受けとめて反省し、罪を償いながら、川西市発展に貢献できる可能性がある限り、寸秒惜しまず、身を粉にしてでも奉仕していく道を選ぶべき、との結論に達したので辞職しない。

第3 証拠

- 1 書証としては、アとして甲号証これは第1号調査請求者のかたが出されたもので、第1号から第20号まであります。中身は省略します。イとしては第2号のかたが出された乙号証、これは第1号から第16号まで。ウとして被調査請求者が出されたもので、議員号証として第1号証から第2号証の3。審査会として収集したものととして審第1号証から第19号証まで。それから人証としては、被調

査請求者自身を前回調べました。

第4 当審査会の判断

1 争いのない事実及び審査会において上記各証拠により認定した事実

ア 争点①に関し、略式命令（議員第1号証）及び被調査請求者供述調書（議員第2号証）によれば、被調査請求者は、平成16年1月5日午前8時50分頃、普通貨物自動車（軽四）を運転し、兵庫県川西市中央町18番1号先の右方の見通しが困難な三叉路交差点を北から南へ向け時速約35キロメートルで直進進行するにあたり、同交差点手前で減速徐行し、右方道路からの交通の有無及びその安全を確認しつつ進行すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、右方道路から進行してくる歩行者等はないものと轻信し、減速せず、かつ、右方道路からの交通の有無に留意せず、その安全確認不十分のまま漫然と上記速度で進行した過失により、折から右方道路から自車前方を横断してきた歩行者を約8.3メートルの地点に至って初めて認め、左へハンドルをきり、急ブレーキをかけるも及ばず、同歩行者に自車右前部を衝突させて転倒させ、甲第12号証によれば、入院13日間、その後通院加療の傷害を負わせた。

イ 上記交通事故を起こしたにもかかわらず、直ちに運転を停止して負傷した歩行者を救護することなくその場から逃走し、かつ、上記事故発生の日時及び場所など法律の定める事項を直ちに最寄りの警察署に報告をしなかった。

被調査請求者は、「本件事故により頭が真っ白な状態となり、私の人生はどうなるのだろう」として、現実から逃避したい一心により、その場で車から降りて被害者を救護することなく、若干バックして逃走した。

ウ 争点②に関し、川西市議会が2度にわたり辞職勧告をしたにもかかわらず、被調査請求者は、当該辞職勧告に従わなかった。

また、平成16年第2回定例会市議会において、議長等から一般質問を自粛するよう事前に要請されたにもかかわらず、これを拒否し、議会運営に混乱をもたらした。

2 各争点に関する被調査請求者の行為が、条例第3条第1項第4号に該当するか否かの審査会の判断

ア 争点①について

被調査請求者には、業務上過失傷害及び道路交通法違反（ひき逃げ）の行為があり、条例第3条第1項第4号に違反することは明らかである。

被調査請求者は、明白な道路交通法上の救護義務違反等（ひき逃げ）の事実が認められるにもかかわらず、当審査会の審理において自らの非を一応認めながら、単なる過失であり、或いは故意に限りなく近い重大な過失であると抗弁している。ところが、自らの意思により罪となる事実を認めて、罰金40万円の刑罰に処せられたのである。

被調査請求者の行動は、社会人としてはもとよりのこと、市民全体の代表者である議員としてあるまじきものである。

また、議員は、公人として一般市民よりも数段高位の倫理観を求められているものであり、特に、遵法精神に則り市民の範となるべきものであるにもかかわらず、当審査会では、未だに単なる過失であると述べ、責任逃れの説明を繰り返していることは、議員の名誉と品位を害する行為であると言わざるを得ない。

イ 争点②について

被調査請求者が、業務上過失傷害の罪を犯し、救護義務違反等（ひき逃げ）の事実を前提として、川西市議会において2度にわたり辞職勧告がなされ、これに対し被調査請求者が、同勧告を無視し、議会運営に混乱をもたらしたこと自体を捉えて、条例第3条第1項第4号に違反するか否かの判断をするよりも、条例第7条の事情として判断すべきである。

ウ 当審査会は、被調査請求者に対し、条例第7条第1項により、どのような勧告をするべきかについて、以下のとおり判断する。

被調査請求者は、当審査会の審理においても、熟慮したとか社会的責任の重大さ・深刻さを痛感していると述べているが、単に議員を辞職したくない理由付けをしているにすぎないものであり、被害者に対する被害弁償について誠実に対応しているとも言えず、しかも被害者が辞職を希望していること、川西市議会が2度にわたり辞職勧告をしたこと等の重要な事情を考慮すれば、条例により最も重い議員としての辞職を勧告する。

エ 川西市議会議員は、当選後、条例第4条及び川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例施行規程（平成4年議会規程第1号）第2条の規定により、市議会議長に誓約書の提出を義務づけられている。被調査請求者も平成14年11月6日付で市議会議長に誓約書を提出し、「私は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、法令及び川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例を遵守し、政治倫理の確立と向上に努め、市民全体の奉仕者として、いやしくも市民の信頼にもとることがないよう、常に良心に従い誠実かつ公正に職務を行うことを誓約いたします。」と自署押印している。

オ 被調査請求者は、道路交通法上の救護義務違反等（ひき逃げ）の事実が認められるにもかかわらず、当審査会の審理において「故意に限りなく近い重大な過失である」と言い逃れを繰り返し、今なお議員として在職している。負傷した人を救護することは、人としてなすべきことであり、被調査請求者の行動は、社会人としてはもとよりのこと、市民全体の代表者である議員としてあるまじきものである。

また、政治倫理基準違反調査請求における署名数は、条例において有権者50人以上と規定しているにもかかわらず、合わせて千数百人もの署名数が集まったということは異例であり、このことは、選挙人である一般市民の目線でこの事案について考慮した場合は、当然許されるべきことでは

なく、まして被調査請求者の議員報酬を公費負担し続けることに耐えきれないという怒りの表れであると推察できる。

以上、被調査請求者は、議員としての良心があるならば、当審査会の決議を重く受けとめ、直ちに議員を辞職すべきである。

平成16年11月12日 川西市政治倫理審査会、これは全員一致でございます。以上で決議をします。

第2号調査請求者

タイミングを逃してしまいましたが、最初の代筆の事案についてなんですが、事務局のほうにお願いなのですが、会長がおっしゃったようにこれ以降は議会での判断に委ねられる事象だということなのですが、それについての審議される日程等がわかりましたら、できればお教えいただきたいという要望がありまして、この場をお借りして要望したいと思います。

会長

それはごもつともなことで、また連絡するかと思います。

一応、決議をしましたので、村上議員のほうは、この決議の内容をよく考えられて判断してください。

以上で終わります。